

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、当社グループの役員及び従業員に対して日常の業務遂行において遵守すべき事項の礎として「マクロミル行動規範」を定めております。「マクロミル行動規範」は、当社の経営理念を根底に、当社におけるすべての役員及び従業員(正社員、契約社員、パート・アルバイト、嘱託社員、派遣社員及び出向社員を含み、以下同様とします。)があらゆる企業活動のなかで必要な社会的責任を十分に認識し、社会倫理に適合した行動をとることが当社の適正かつ健全な発展に必要な不可欠であるという方針のもと、「法令等の遵守」、「社会との関係」、「人権の尊重」、「誠実な企業活動」の各項目について詳細な行動規範を定めています。当社グループは、「マクロミル行動規範」を基に健全性及び透明性の高い経営を実現すべく、コーポレート・ガバナンス体制を確立するとともに、継続的な見直しと充実を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2018年6月1日改訂のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

< 補充原則4-1 最高経営責任者等の後継者の計画 >

次世代の経営を担う人材の育成状況については、取締役会として、当社の経営理念や経営戦略などを踏まえて、短期的及び中長期的視点から継続的に確認するとともに、指名委員会にて適切なタイミングで指名を行いますが、さらに十分な時間と資源をかけて計画的に後継者候補の育成が行われるよう、人事部門とも緊密に連携し、具体的な育成計画の策定・実施について注力をしていく予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、2018年6月1日改訂のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しています。

< 原則1-4 政策保有株式 >

当社は、政策保有株式として上場株式を継続保有しておりません。今後保有する場合における政策保有株式に関する議決権行使につきましては、政策保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、原則として全議案を個別に精査し、必要に応じて政策保有先と対話を持つとともに、議案の妥当性を総合勘案した上で、賛否を決定いたします。

< 原則1-7 関連当事者間の取引 >

当社は、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合において、かかる取引が株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会規程などにおいて当該取引の承認を取締役会の決議事項として定め、承認を得るようにしております。

< 原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮 >

当社はコードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していません。

< 原則3-1 情報開示の充実 >

(1) 経営理念

当社のグループビジョン、経営戦略及び事業展開方針は次のとおりであります。

【グループビジョン】

当社グループは、「Build your Data Culture 私たちは、データネイティブな発想でお客様のマーケティング課題を解決し、ビジネスに成功をもたらす Data Culture 構築の原動力となることを目指します。」をグループビジョンとして掲げており、日本、欧州、米国、アジア等世界20か国において拠点を有し、グローバルにマーケティング・リサーチ・ソリューションを提供しております。

【経営戦略及び事業展開方針】

当社グループは、今後の成長戦略として、1) 顧客企業との「パートナー」としての関係性構築、2) 「自社パネル」の拡大と強化、3) 様々なDATAを「統合的」に活用、4) “テクノロジー”と“イノベーション”の積極活用を掲げております。当社グループは、上記1)～4)の実現を追求することを通じて、当社のMVV(ミッション・ビジョン・バリュー)の実現に向けたコミットメントを継続します。また、顧客に対してはニーズの変化を先取りした「的確な消費者インサイト」を提供することで、顧客企業がより消費者のニーズに沿った製品やサービスを提供できるようになることを通じて、SDGsの達成(持続可能な社会の実現)にも貢献していきます。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「 . 1 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役及び執行役の報酬に関する方針と手続き

本報告書「 . 1 【取締役・執行役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 取締役及び執行役候補の指名と選解任に関する方針と手続き

当社は指名委員会等設置会社であり、指名委員会が株主総会に提出する取締役の選解任に関する議案を決定します。また、職務執行に必要な基本方針の決定、運用規則や手続等の制定・改廃をする権限を有しています。

取締役の選解任については指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て株主総会にて決議します。

代表執行役及び執行役の選解任については取締役会審議を経て決議します。

(5) 取締役及び執行役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役・執行役の選解任にあたっては役割に応じた能力、経験等を考慮し、企業の社会的価値の増大及びコーポレート・ガバナンスの向上の観点から行うものとします。

なお、取締役及び執行役の主な経歴については有価証券報告書で開示しており、取締役の選解任にあたっては指名委員会が、執行役の選解任にあたっては取締役会が適格性審査に基づき内容を決定しております。

< 補充原則4-1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化 >

当社は、指名委員会等設置会社であり、当社の取締役会は、迅速な意思決定と効率的なグループ経営を推進するため、法令及び取締役会規程上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定権限を執行役に委任し、経営の監督機能に専念しております。

< 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

当社は東京証券取引所が定める独立性基準をもとに、独立社外取締役を選任しております。

< 補充原則4-11 取締役会全体の多様性及び規模に関する考え方と手続き >

当社は、指名委員会等設置会社であり、指名委員会が株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しております。取締役の選任にあたっては、当社グループの持続的な成長と中期企業価値向上に必要な知識・経験・能力を取締役会全体で維持できるよう、多様性を考慮して構成することとしております。現在、取締役6名中、4名を社外取締役とし、ガバナンスの強化も図っております。

< 補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況 >

当社は社外取締役がその役割・責任を適切に果たすために必要となる時間・労力を業務に振り向けるよう、社外取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合、その数は合理的な範囲にとどめることとしております。なお、取締役の主な兼任状況については株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示しています。

< 補充原則4-11 取締役会全体の実効性に関する分析と評価 >

当社取締役会は、取締役会の有効性、個々の取締役としての評価等を含めた取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示しています。

< 補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針 >

当社は、取締役及び執行役を対象とした研修会等を適宜実施しており、今後も継続的に実施していく方針です。

< 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針 >

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針を以下のように定めています。

(1) 当社の経営・財務状況を積極的かつ公平、公正、タイムリーに情報開示し、企業価値の更なる向上に資するIR活動を推進するために、専任のIR担当部門を設置することで、株主・投資家との円滑な関係構築と、相互理解の促進に向けた積極的な対話を行っています。また、定期的に株主調査を行うことでより実態に即した株主構成の把握を行い、より効果的なIR活動の実施に努めます。

(2) 当社では、開示資料の作成・開示にあたって、コーポレートコミュニケーション・IR本部を中心に、財務経理本部、法務総務本部、人事本部、開示対象となる事項に係る現任部署等の責任者や担当者等により構成された適時開示連絡会を設け、適切な情報収集を行った上で、掲載情報の正確性を期した資料作成を行うとともに、適時開示に係る規程やルールの確認・順守の徹底を目指しているほか、社内規程として「適時開示情報管理細則」も整備し、これらに基づいた公平で適時適切な情報開示を行っています。更に、開示資料等は当社ウェブサイト等において、必要に応じて英語版も併せて開示しています。

(3) 当社では、主に国内外の機関投資家・アナリストを対象として、四半期毎に決算説明会を開催し、事業や業績の進捗に係る説明を行っています。また、その資料や動画等をウェブサイト日本語及び英語で公開することで、広くご理解いただくための情報発信に努めています。加えて、機関投資家やアナリスト等からのリクエストに応じて、国内において個別や小グループでのミーティングや説明会を実施するほか、北米・欧州・アジア地域等における主要な機関投資家とも積極的にミーティングを実施しています。更に、個人投資家に対しても、分かりやすさを重視した情報提供の機会を整備するように努めていく予定です。

(4) 株主・投資家との対話中で把握された意見・懸念については、IR担当部門が取りまとめを行い、適宜取締役会や執行役会に報告・フィードバック等を実施することで、当社の企業価値向上につながる諸施策の検討・実施・実現を目指しています。

(5) インサイダー情報の外部漏えいを防止するため「内部者取引管理規程」及び「適時開示情報管理細則」に基づき未公開の重要事実等の情報管理を徹底し、株主・投資家に公正かつ公平に情報が伝達されるよう努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,591,300	16.67
Northern Trust Co.(AVFC) Sub a/c USL Non-Treaty	4,579,200	11.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,171,500	10.55

SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,393,971	3.53
INDUS JAPAN LONG ONLY MASTER FUND, LTD	1,370,200	3.47
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,034,287	2.62
SMBC日興証券株式会社	999,100	2.53
志野 文哉	844,300	2.14
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	792,800	2.01
GOLDMAN SACHS & CO. REG	718,200	1.82

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は6,591,300株であります。なお、それらの主な内訳は、年金信託設定分1,153,200株、投資信託設定分4,878,700株、管理有価設定分555,500株となっております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は4,171,500株であります。なお、それらの主な内訳は、年金信託設定分574,500株、投資信託設定分2,603,100株、管理有価設定分993,900株となっております。

3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口9)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は792,800株であります。なお、それらはすべて管理有価設定分となっております。

4. 2020年12月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー エルエルシー(Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC)が2020年12月2日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年6月30日現在における実質所有株式の数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

【氏名又は名称/住所/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】

グランサム、マヨ、ヴァン オッテルロー アンド カンパニー/アメリカ合衆国 マサチューセッツ州02110、ボストン、ロウズ・ワーフ40/2,097,700/5.20

5. 2021年2月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が2021年2月15日現在でそれぞれ以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年6月30日現在における実質所有株式の数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

【氏名又は名称/住所/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社/東京都港区芝公園一丁目1番1号/1,235,400/3.06

日興アセットマネジメント株式会社/東京都港区赤坂九丁目7番1号/1,641,100/4.07

合計/ - / - /2,876,500/7.13

6. 2021年5月10日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、トライヴィスタ・キャピタル株式会社が2021年4月27日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2021年6月30日現在における実質所有株式の数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

【氏名又は名称/住所/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】

トライヴィスタ・キャピタル株式会社/東京都中央区日本橋兜町6番5号/5,168,400/12.82

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数 更新	6名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
水島 淳	弁護士													
西山 茂	学者													
内藤 眞	他の会社の出身者													
中川 有紀子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
水島 淳						コンプライアンス・ガバナンス体制の強化を図るため、企業グループのコンプライアンスに関する高い識見と監督能力を有し、また、当社の今後のグローバル展開を見据えて国際法務に関する知見を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断し、社外取締役として選任しております。

西山 茂					公認会計士、早稲田大学の教授としての高度な専門性、職業倫理及び監督能力、並びに上場企業での社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を活かし、特に当社の財務会計領域におけるガバナンスの強化に資するものと判断し、社外取締役として選任しております。
内藤 眞					グローバル企業での豊富なマネジメント経験を有しており、当社の経営全般に有益な提言、助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
中川 有紀子					商学博士として国内外の教育機関で教鞭をとる等、人材開発、組織開発、グローバル人材の育成の専門家としての長年の経験と知見や見識を有しており、当社グループの経営に有益な提言、助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 **更新**

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社内取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 **更新** 2名

兼任状況 **更新**

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
佐々木 徹	あり	あり	×	×	なし
ウィレム・マティス・エリアス	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助すべき使用人の指名及び監査委員会の職務の補助に関する業務指示は監査委員会が行います。監査委員会は、補助使用人に対し直接指揮命令を行います。また、独立性を確保するため補助使用人の人事考課及び異動に関しては、監査委員会の意見をもとにこれを行います。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査体制や監査範囲などに関し、内部監査室と監査委員会及び会計監査人は緊密に連携して活動しています。具体的には、内部監査室長は、監査委員会に出席し、内部監査の計画及び内部監査の状況を共有しており、監査委員は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 4名

その他独立役員に関する事項

当社では、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じる恐れがない事を基本的な考え方として選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 **更新**

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2021年9月29日の報酬委員会の決議により、執行役(日本国非居住者を除く)に対して譲渡制限付株式を付与する方針を決定いたしました。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

該当項目に関する補足説明 **更新**

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者がいないため、個別開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬内容の決定方針

当社は、報酬委員会を設置しており、取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針を定めております。同委員会は、取締役1名、社外取締役2名で構成されており、委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしています。

また、その決定方法の概要は、以下のとおりです。

a. 取締役の報酬

取締役の報酬は、経歴、専門的知識及び能力水準、これまでの報酬実績、担当する役割、並びに他社の報酬水準に関する調査結果等を総合的に勘案して、報酬委員会において個人別の報酬額を決定します。執行役を兼務しない取締役の報酬については、職務の内容に応じた額を基本報酬(固定)として支給します。執行役を兼務する取締役については、下記「b. 執行役の報酬」に定める執行役に対する報酬を支給します。

b. 執行役の報酬

執行役の報酬は、委任された職務において、求められる役割、与えられる権限、果たすべき責任の大きさ、他社の報酬水準に関する調査結果等を勘案した上で、報酬委員会において個人別の報酬額を決定します。日本国居住者である執行役の報酬額は、「基本報酬(固定)」、「業績連動報酬」及び「譲渡制限付株式」で構成され、日本国非居住者である執行役の報酬額は、「基本報酬(固定)」及び「業績連動報酬」で構成されます。業績連動報酬については、業績目標の達成率や個人別のミッション達成度等の評価項目に対する評価結果に基づき、下記「業績連動報酬に関する方針」に定める方法により決定し、譲渡制限付株式については、下記「譲渡制限付株式に関する方針」に定める方法により割り当てます。

業績連動報酬に関する方針

執行役に支給する業績連動報酬は、報酬内容の決定方針に基づき、当社グループの企業価値向上に対するインセンティブとして機能するように、業績評価に係る指標として当社グループにおける売上収益及びEBITDAを選定し、具体的には以下の方法により支給総額を決定します。

支給総額 = (a) 各執行役における目標標準額の総額 × (b) {(当期の当社グループにおける売上収益目標に対する達成率に応じた係数 × 40%) + (当期の当社グループにおけるEBITDA目標に対する達成率に応じた係数 × 60%)}

(a) について

(a)は、各執行役が担当する職務の内容、求められる役割、与えられる権限、果たすべき責任の大きさ、他社の報酬水準に関する調査結果等を勘案した上で、各執行役の就任時に報酬委員会が決定したそれぞれの目標標準額から総額を算出する。

(b) について

(b)は、当期の連結業績予想に定める連結ベースの通期売上収益及びEBITDAに対して、その達成率が100%である場合を1.0とした0から1.8までの達成度合に応じた係数を定め、それぞれの実績に基づく係数に、売上収益に対しては40%を、EBITDAに対しては60%の評価ウェイトを乗じた

上でこれらを加算する方法により算出する。

個人の支給額については、担当する職務におけるミッション達成度、経営における取り組み状況、特別な寄与等を総合的に勘案した個人評価をもとに、全執行役における支給額の合計が上記の支給総額を超えない範囲で、報酬委員会が決定する。

譲渡制限付株式に関する方針

株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象者に対し、以下のとおり譲渡制限付株式を割り当てます。

a. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

対象者に対し、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、各対象者は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、譲渡制限付株式の募集についての取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象者が、上記の現物出資に同意していること及び下記b.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

b. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象者との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者は、3年間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

譲渡制限付株式の無償取得

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者が、譲渡制限期間が満了する前に当社の執行役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記の譲渡制限期間が満了した時点(以下、「期間満了時点」という。)において下記のとおり譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

譲渡制限の解除

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の執行役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、当社の法務部門が主に担当し、報告資料の提出、取締役会上程議案の事前説明等を行っております。また、当該担当者は、監査委員会の補助人も兼務しているため、業務監査の状況等について逐次情報共有できる体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法に規定する指名委員会等設置会社であり、取締役6名(うち社外取締役4名)及び執行役2名(兼務取締役1名を含む。)により構成されております。社外取締役は客観的・大局的に企業価値の向上という観点から執行役が行う経営の監督並びに助言を行っております。

業務執行及び経営監視の仕組みとしては、株主総会において選任された取締役で構成する取締役会が会社の重要な意思決定と執行役の監督を行い、経営を監視し、取締役会により選任された執行役が担当業務毎に強化された権限により、迅速で効率的な業務執行を実現しております。各委員会(指名委員会、報酬委員会、監査委員会)の委員は、過半数が社外取締役に構成されております。

各委員会の役割として、「指名委員会」は株主総会に提出する取締役候補者の決定、「監査委員会」は取締役及び執行役の職務執行の適法性・妥当性監査と会計監査人選任案の決定、「報酬委員会」は取締役及び執行役の報酬制度・報酬金額等の決定を担っております。

また、業務執行上の重要案件(取締役会決議事項を除く。)については、執行役全員で構成する執行役会において審議、決定することとしております。

1. 業務執行機能

代表執行役、執行役

当社は、執行役の中から代表執行役1名を選任しています。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また代表執行役は、取締役会に対し、毎月1回の月次決算に関する報告を行っているほか、各執行役は、四半期に1回、取締役会において業務執行状況について報告を行っております。執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任を負っております。

執行役会

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の機関設計は、迅速な経営意思決定の実現及び監督管理機能強化の観点から指名委員会等設置会社としており、各委員会には過半数の社外取締役を据えております。

また、監査委員会は会計監査人と連携して執行役の業務執行を監査しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めると共に、発送に先駆け、TDnetや当社ウェブサイトにおいて開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、定時株主総会は毎年9月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英語版を作成し、議決権電子行使プラットフォームにおいて提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにおいて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	主に国内の機関投資家・アナリストを対象として、四半期毎に決算説明会を定期開催していることに加え、機関投資家・アナリストとの個別ミーティングも随時実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	主に海外の機関投資家を対象とした、投資家カンファレンスに定期的に出席しております。また、北米、欧州、アジア地域等における主要な機関投資家との電話会議等を通じ、海外投資家とも積極的な対話を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにIR専用サイトを設置し、決算情報、その他適時開示資料、有価証券報告書、決算説明会の補足資料、株主向け情報といった情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR責任者: コーポレートコミュニケーション・IR本部長 IR担当部門: コーポレートコミュニケーション・IR本部 適時開示連絡会: コーポレートコミュニケーション・IR本部、財務経理本部、法務総務本部、人事本部、開示対象となる事項に係る現任部署等の各責任者及び担当者	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、顧客のより良い意思決定を支援するために、顧客が心から満足し、感動するサービスを提供するとともに、利益を追求し企業価値を高めながら、従業員がそれぞれの可能性に挑戦できる場所をつくっていくことをミッションとしております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社は、「マクロミル行動規範」において、「マクロミルは、豊かな自然と共存し、地球環境や天然資源を守るために、環境に配慮した企業活動に努めます。」と定めております。また、社会の一員としての活動にも積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループにおける内部統制システムに係る体制の主な内容は、次のとおりであります。

- 当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受けるとともに、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。
- イ. 当社の執行役は、法令、定款及び取締役会決議並びに業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に従い、当社の業務を執行しております。
- ウ. 当社の監査委員は、法令に定められた権限を行使するとともに当社の執行役及び使用人並びに当社子会社の取締役(外国法上取締役)に相当する者を含む。)及び使用人の職務を監督しております。
- エ. 当社グループの役員及び使用人の社会倫理に適合した行動を促すため、マクロミル行動規範を定めております。また、行動規範の周知、遵守のための研修等の啓蒙・教育活動を推進しております。全社的なコンプライアンス体制の強化・推進を目的にコンプライアンス推進体制を整備、コンプライアンス最高責任者を代表執行役とし、法務・総務部門長を会長とするコンプライアンス推進会を設置しております。コンプライアンス推進会では、コンプライアンスに関する方針・施策の検討と推進、コンプライアンス体制の推進と改善、企業理念・企業行動基準の周知徹底と遵守の総括管理を行っております。
- オ. 法令、倫理、行動規範に対する違反違法行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に内部通報制度の設置を定めております。
- カ. 内部監査室は、内部監査規程、内部監査手続基準、内部監査計画等に基づき、当社グループにおける会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施し、その結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行っております。代表執行役は、業務執行手続上不適切な事項がある場合には必要に応じて各事業部門又は子会社に改善を勧告しております。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・改善事項について、その改善状況につき、フォローアップ監査を実施しております。

当社の執行役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 情報の保存・管理
各委員会議事録等の法定文書のほか、執行役会議事録等の重要な職務執行に係る情報が記録された文書(電磁的記録を含む。以下同様。)を文書管理規程その他社内規程に従い、適切に保存、管理しております。
- イ. 情報の閲覧
執行役は、上記文書等について監査委員会からの要求があった場合には速やかに提出しております。

当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 法務・総務部門及び内部監査室を設置し、当社グループの法令遵守やリスク管理についての徹底と指導を行っております。
- イ. 当社の取締役会、執行役会、経営会議その他の重要な会議にて、執行役、執行役員、当社子会社の取締役、その他の業務執行責任者から、当社グループの業務執行に関わる報告を定期的に行っております。
- ウ. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事業活動の継続に関し、適時かつ適切な検討を行い、損失危機管理の状況をモニタリングしております。
- エ. プライバシーポリシーを定め、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、実施、維持し、かつ改善するとともに、情報セキュリティポリシーを定め、適切な情報管理体制を構築、維持しております。
- オ. 不測の事態が発生した場合には、当社の執行役を本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理にあたります。
- カ. 当社グループに著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合を想定し、損害を最小限に止めるために、緊急対策本部の設置、緊急連絡網の整備、顧客・パネラーその他ステークホルダーへの対応、業務の継続判断等に関するガイドラインを定めております。

当社の執行役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社の取締役会は職務権限規程、業務分掌規程に基づき適切に執行役又は執行役会に権限の委譲を行い、執行役又は執行役会が付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき適正、円滑、組織的かつ効率的な業務の執行が行われる体制を構築しております。各執行役は、自己の担当領域に関する業務目標の達成を通じて当社グループ全体としての経営目標の達成に努め、委任された権限及び予め設定された経営計画に基づき当社グループにとって最善の利益をもたらすと合理的に判断する内容の意思決定を行っております。また、当社グループにとって重要な案件が当社子会社各社から当社に上程され、適切な機関によって意思決定されることを確保するため、当社は、当社子会社各社をして、必要事項を定めた職務権限規程を制定させるとともに、その内容を各社の使用人に対して周知徹底させております。
- イ. 当社及び当社子会社各社の人事制度に、目標達成に向けて使用人が行うべき具体的な目標を定め、その達成度に応じた業績評価を行っております。
- ウ. 当社の各種社内会議体制の整備
- ア. 取締役会
取締役会は、原則毎月1回開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を速やかかつ柔軟に開催し、経営に関わる重要事項に関して迅速に意思決定を行うとともに、定期的に執行役から職務執行の状況の報告を受け、必要な事項について執行役に報告をさせ、執行役の職務執行を監督しております。
- イ. 執行役会
執行役会は、会社法第416条第4項に基づき、取締役会の決議によって、執行役に委任された業務執行の決定のうち、職務権限規程により執行役会決議事項とされた事項について決議を行っております。執行役会は、原則毎週1回開催される定時執行役会の他、必要に応じて臨時執行役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。
- イ. 経営会議
執行役、執行役員からなる経営会議を原則として毎週1回開催し、業務執行、営業戦略等に関わる重要事項について、慎重かつ多角的に検討、協議を行っております。

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社の執行役、執行役員又はマネジャー職に相当する職位以上の者を当社子会社の取締役の一部として派遣し、当該子会社における他の取締役の職務執行を監督しております。
- イ. 当社において原則毎週開催される定時執行役会又は経営会議において、適時、当社子会社の業績、経営計画及びその進捗状況等について、当該子会社の取締役又は担当執行役員若しくは担当執行役員から報告を行っております。
- ウ. 当社子会社における法令等遵守体制、損失危機管理体制、情報保存管理体制、効率性確保体制の構築運営を支援する体制及び当該子会社における内部統制体制を管理・モニタリングする体制を構築しております。
- エ. 法務・総務部門、人事部門及び財務経理部門は子会社等管理規程に基づき、当社子会社に一定の事項について所定の承認を受けさせ、経

営内容を把握するため資料等の提出を求め検討しております。

オ. 内部監査室は、当社子会社に対し、会社業務全般について、法令・定款・社内規程の遵守状況、業務執行手続及びその妥当性について監査を実施しております。

当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員の指名により、職務を補助する使用人を設置しております。

前号の使用人の執行役からの独立性に関する事項、並びに当社の監査委員会の前号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人を置く場合には、その独立性を確保するため使用人の人事考課及び異動に関しては、監査委員会の意見をもとにこれを行います。

当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制、並びに当社子会社各社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制
当社の取締役(監査委員である取締役を除く。)、執行役及び使用人(以下、総称して「取締役等」という。)は、監査委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告いたします。また、取締役等は、監査委員会に対して、法定の事項に加えて、当社グループに重大な影響を与える事項、当社子会社各社の役員及び使用人から内部通報制度等により報告を受けた重要事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告いたします。報告の方法については、監査委員会が決定する方法によります。

前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループでは、法令、倫理、行動規範に対する違反行為の早期発見と是正を図るため、内部通報運用規程に基づいて内部通報制度を設置・運用しており、かかる制度に基づき通報を行った役員及び従業員を公正かつ丁寧に取り扱い、通報者に対する一切の報復措置を許容せず、当該通報者の匿名性を可能な限り維持することに努めます。

当社の監査委員の職務の執行(監査委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員会は、監査委員会及び監査委員の職務の執行に関する活動に係る費用計画を作成し、当社は、かかる費用計画に従って発生した費用を負担いたします。これらの費用には、監査委員会が必要に応じてその職務の遂行のために利用する弁護士その他の外部専門家の費用も含まれます。

その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査委員会又は監査委員は、必要に応じて随時、当社グループの取締役、執行役又は使用人から報告を受けます。

イ. 監査委員会又は監査委員は、主要な稟議書その他の決裁書類を閲覧し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握いたします。また、必要に応じて当社グループの取締役、執行役又は使用人からその説明を求めます。

ウ. 監査委員会又は監査委員は、当社グループの会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ります。

エ. 監査委員会又は監査委員が、必要に応じて独自に、弁護士その他の外部専門家に相談できる環境を整備いたします。

オ. 監査委員は、原則毎月1回、監査委員会を開催し、監査に係る方針、重要事項について協議を図るものとし、必要に応じて当社グループの取締役、執行役、監査役(外国法上監査役に相当する者を含む。)又は内部監査室と意見を交換いたします。

カ. 内部監査室は、内部監査の計画及び結果について、代表執行役及び監査委員会に報告を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ア. 反社会的勢力と一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応しております。

イ. 反社会的勢力に対する対応部門を法務・総務部門に設置するとともに、不当要求防止責任者を選任しております。

ウ. 不当要求防止責任者は、所轄警察署が開催する講習会などに定期的に参加し、所轄警察署や関連団体などから適宜情報を入手し、これらの情報に基づき反社会的勢力からの被害防止を行っております。

エ. 有事の際には、所轄警察署や弁護士などと緊密に連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

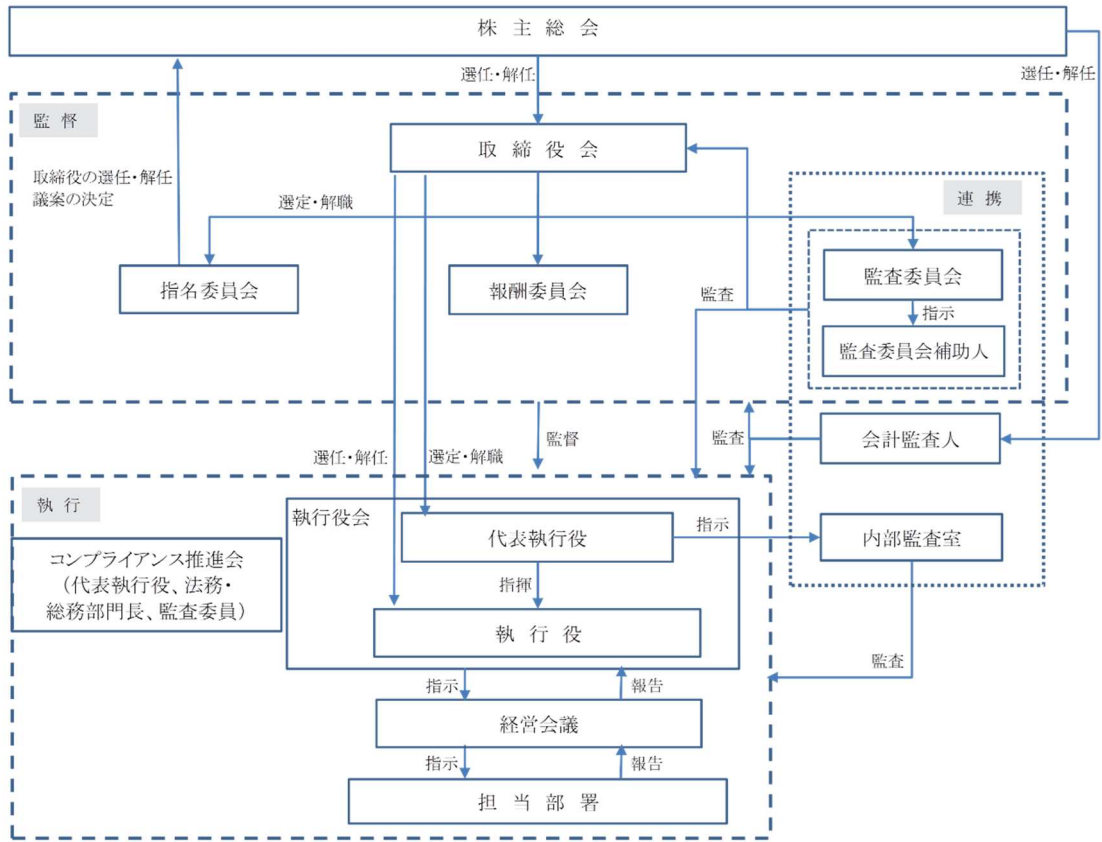
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は投資家の投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績に関する情報を適時・適切にかつ積極的に開示することを基本方針とし、開示体制を整備しております。適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員(連結子会社の役員・従業員を含む)に対して重要会議及び研修会等の機会をとらえて適時開示の対象となる重要事実について周知徹底を図ってまいります。

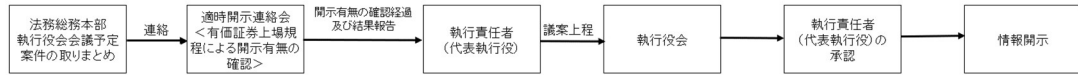
また、株主が当社グループに関する主な情報を公平にかつ容易に取得しうる機会を確保するため、当社ホームページ上に開示情報等を適時掲載しております。

【模式図（参考資料）】

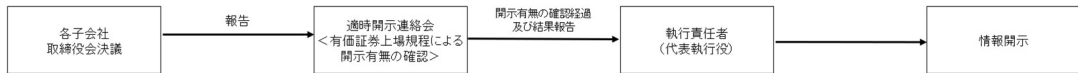


【適時開示体制の概要（模式図）】

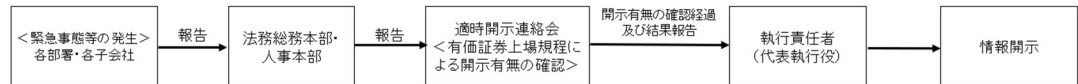
(a) 当社の取締役会、執行役員による重要事実の決定



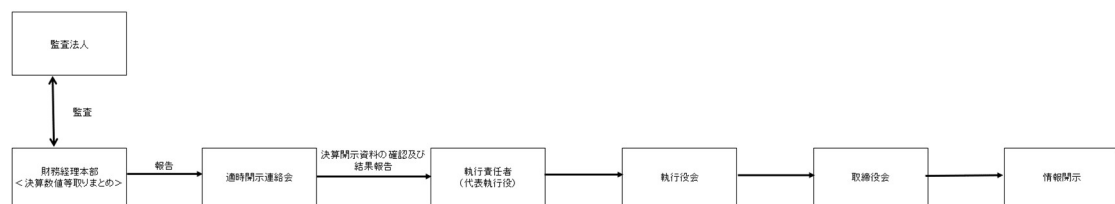
(b) 子会社取締役会による重要事実の決定



(c) <緊急事態の発生>当社・各子会社



(d) <決算に関する情報の適時開示>



以上